

2023年4月1日

株式会社京都ダイケンビルサービス

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍し安心して長く勤められる職場環境を構築するため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2025年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標Ⅰ 育児休業に関する制度の周知や情報提供を行う

対策：2023年4月1日より子が3才になるまでの短時間勤務制度期間を子が小学校に入学する年の3月31日までに延長する内容で就業規則改定（2022年4月1日）を全従業員への周知。

目標Ⅱ 女性正社員を増やす

対策：2023年4月1日より女性パート従業員に対して正社員への身分変更を推奨し、女性正社員の増員を図る。

目標Ⅲ 採用する従業員に占める女性従業員の割合を50%以上とする

対策：2023年4月1日より求人広告に法令範囲内での女性活躍、高齢者活躍の文言を入れ、女性従業員の積極的な採用を目指す。